

令和2年1月22日 開 会

令和2年1月22日 閉 会

令和2年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

1月22日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	4
○開　　会（午前10時00分）	5
林市長挨拶	5
○日程第1　会議録署名議員の指名について	5
○日程第2　会期の決定について	5
○日程第3　諸般の報告について	6
○日程第4　報第1号　専決処分の報告について	6
○日程第5　発議第1号から日程第8　発議第4号まで	6
3番　古川雅一議員提案説明	6
○日程第9　質　　疑（議第1号から議第4号まで）	9
8番　福井一徳議員質疑	9
2番　加藤裕章議員答弁	10
8番　福井一徳議員質疑	10
2番　加藤裕章議員答弁	11
○休　　憩（午前10時23分）	11
○再　　開（午前10時26分）	11
2番　加藤裕章議員答弁	11
8番　福井一徳議員質疑	12
2番　加藤裕章議員答弁	12
5番　郷　明夫議員質疑	12
○休　　憩（午前10時31分）	13
○再　　開（午前10時32分）	13
2番　加藤裕章議員答弁	13
○休　　憩（午前10時34分）	13

○再	開	(午前10時35分)	13
	13番	武藤孝成議員答弁	14
	7番	村瀬誠三議員質疑	14
○休	憩	(午前10時41分)	15
○再	開	(午前10時42分)	16
○休	憩	(午前10時42分)	16
○再	開	(午前11時00分)	16
	2番	加藤裕章議員答弁	16
	7番	村瀬誠三議員質疑	16
○休	憩	(午前11時03分)	17
○再	開	(午前11時04分)	17
	2番	加藤裕章議員答弁	17
	8番	福井一徳議員質疑	17
	1番	寺町祥江議員答弁	18
	8番	福井一徳議員質疑	19
○休	憩	(午前11時15分)	20
○再	開	(午前11時16分)	20
	1番	寺町祥江議員答弁	21
○休	憩	(午前11時17分)	21
○再	開	(午前11時18分)	21
	1番	寺町祥江議員答弁	21
	8番	福井一徳議員質疑	22
	1番	寺町祥江議員答弁	22
	7番	村瀬誠三議員質疑	22
	1番	寺町祥江議員答弁	23
	7番	村瀬誠三議員質疑	23
○休	憩	(午前11時29分)	24
○再	開	(午前11時30分)	24
	1番	寺町祥江議員答弁	24
○休	憩	(午前11時32分)	25
○再	開	(午前11時32分)	25
	7番	村瀬誠三議員質疑	25

1 番	寺町祥江議員答弁	25
8 番	福井一徳議員質疑	25
○休	憩（午前11時36分）	26
○再	開（午前11時37分）	26
2 番	加藤裕章議員答弁	26
8 番	福井一徳議員質疑	27
2 番	加藤裕章議員答弁	27
○休	憩（午前11時43分）	28
○再	開（午前11時43分）	28
1 番	寺町祥江議員答弁	28
8 番	福井一徳議員質疑	28
1 番	寺町祥江議員答弁	29
8 番	福井一徳議員質疑	29
3 番	古川雅一議員答弁	29
○休	憩（午前11時47分）	29
○再	開（午前11時48分）	29
3 番	古川雅一議員答弁	29
7 番	村瀬誠三議員質疑	30
○休	憩（午前11時51分）	31
○再	開（午前11時54分）	31
3 番	古川雅一議員答弁	31
○休	憩（午前11時56分）	31
○再	開（午後 1 時00分）	31
3 番	古川雅一議員発言	31
7 番	村瀬誠三議員質疑	32
3 番	古川雅一議員答弁	32
○休	憩（午後 1 時02分）	32
○再	開（午後 1 時02分）	32
3 番	古川雅一議員答弁	32
7 番	村瀬誠三議員質疑	32
3 番	古川雅一議員答弁	33
1 番	寺町祥江議員答弁	33

○日程第10	討 論（発議第1号から発議第4号まで）	33
6番	操 知子議員反対討論	33
1番	寺町祥江議員賛成討論	34
8番	福井一徳議員反対討論	35
12番	石神 真議員賛成討論	37
4番	加藤義信議員反対討論	37
2番	加藤裕章議員賛成討論	38
7番	村瀬誠三議員反対討論	39
3番	古川雅一議員賛成討論	40
8番	福井一徳議員賛成討論	40
11番	上野欣也議員反対討論	41
13番	武藤孝成議員賛成討論	41
○日程第11	採 決（発議第1号から発議第4号まで）	42
○閉 会	（午後1時47分）	45
○会議録署名者		45

令和2年1月22日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 臨 時 会 会 議 録

第1号 1月22日（水曜日）

-
- 議事日程 第1号 令和2年1月22日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第6 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第9 質 疑
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第10 討 論
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第11 採 決
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

- 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 日程第6 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第9 質 疑
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第10 討 論
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について
- 発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について
- 日程第11 採 決
- 発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について

発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について

○出席議員（13名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員（1名）

9番 山崎通君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 久保田 裕 司 君 書 記 棚 橋 輝 英 君

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に欠席する旨の届け出があった議員は、9番 山崎 通君1名であります。

なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、報道関係者の写真及び映像撮影を許可することに決定いたしました。

この際、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

令和2年の第1回山県市議会臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の山県市議会臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づきまして、議長から山県市議会臨時会の招集請求がございましたので招集をさせていただいたところでございます。

本臨時会では、4名の議員からの御提案によります市議会議員の政務活動費の交付ですとか、定数、報酬に係る条例について審議をいただくものでございます。よろしく御審議いただきますことをお願い申し上げます。十分なる御審議をいただきますことをお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

これより議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、4番 加藤義信君、5番 郷 明夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年12月に例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第4、報第1号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第5 発議第1号から日程第8 発議第4号まで

○議長（吉田茂広君） 日程第5、発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について、日程第6、発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、日程第7、発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について、以上4議案を一括議題とし、提案者に提案理由の説明を求めます。

古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 議員提案説明をいたします。

昨年5月1日、30年余り続いた平成にかわり、新しい令和の時代の幕があきました。同時に、我々議員は任期最終年である4年目を迎えました。

そうした中で、昨年6月24日、市議会基本条例第19条に基づく評価検証に関する調査研究を目的とする議会制度評価検証特別委員会を立ち上げ、昨年中は7回開催された会議において、山県市議会のあるべき姿についてさまざまな議論をしてきているところがあります。そうした議論は、議会の性質上、当然、多様な意見に分かれ、それらの考え

方を統一することはできても、それを1つの代案に集約することは極めて困難です。

他方で、第6期となる次期議員の任期はことし5月に迫っており、山県市議会が市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上と民主的な市政発展、推進を目指し、今般、武藤孝成議員、加藤裕章議員、寺町祥江議員とともに、2つの新規条例案と2つの条例改正案を上程させていただくものであります。

これら4つの議案について、そのポイントを順次御説明申し上げます。

まず、発議第1号の山県市議会政務活動費の交付に関する条例につきましては、次期任期期間開始である令和2年5月1日からは、議員の調査研究活動費に対して、月額2万円の政務活動費を交付しようとするものであります。

ちなみに、本市においては、地方自治法改正前の政務調査費が、平成16年6月28日から平成20年3月6日までの間交付される条例がございました。今般は、地方自治法改正後の政務活動費として、当然その費用の使い道を1円から市民の方々に開示するようにし、いわゆる議員活動の見える化も目指そうとするものであります。

次に、発議第2号の山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例につきましては、現行の議員定数14名を任期次期である令和2年5月1日からは13名にしようとするものであります。

議員定数は答えのないテーマとも言われますように、定数削減については当然、一長一短があります。例えば、若い人や女性、広範な市域の民意など、多様性を重視するならば議員定数は多いほどよい。しかし、議会の速やかな意思決定などの機動性を重視するならば議員定数は少ないほうがよい。また、専門的に調査、審査するための常任委員会においては、一定の委員数を確保したほうがよいなどの考え方があります。

こうした中で、我々は、今般の13名が正しいという、決して科学的根拠を持っているわけではありませんが、定数削減の一長一短も踏まえ、各議員の経験値から提出させていただくものであります。

なお、常任委員会の定数につきましては、平成18年の地方自治法改正により、1議員が複数所属できることとなったことを踏まえ、議長が両常任委員会を所属することを想定して、あえて委員会条例の改正は提案しておりません。

次に、発議第3号の山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議員の期末手当が議員報酬の月額2.2月分となっているものを、次期任期である令和2年5月1日からは、議員報酬月額に15%を加算した額の2.2月分にしようとするものでございます。

ちなみに、県内の市でこうした加算をしていないのは本市だけであり、県内21市中14

市が20%加算、6市が15%の加算となっています。また、本市も平成20年3月までは20%加算となっていたが、今般は15%加算することにしようとするものであります。

次に、発議第4号の山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例につきましては、次期任期である令和2年5月1日以降は、議員が疾病等により長期間にわたり議員としての職責を果たすことができない場合には、議員報酬等を減額するとともに、議員が刑事事件の被疑者等として逮捕、拘留等の処分を受けたときは、不起訴や無罪判決等が確定するまでの間は、議員報酬等支給を停止し、有罪判決が確定したときは支給しないようにするものであります。

こうした条例の制定が必要となるのは、議員各位は御存じのように、現状では、仮に当該議員が議員報酬等を辞退したくても、寄附行為として公職選挙法に抵触することになるからでございます。

そこで、具体的な内容についてですが、まず、欠席対象の会議等を山県市議会の定例会、臨時会、常任・特別委員会、山県市議会会議規則に基づく委員派遣、議員派遣、協議等の場とし、疾病等によりこれらの会議等を欠席した日から次の会議等に出席する日の前日までの期間が90日を超える場合を長期欠席期間と定義します。そして、その期間が90日を超えると議員報酬を2割カットとし、180日を超えると3割、365日を超えると5割カットとするとともに、これに期末手当も連動させようとするものであります。

なお、公務災害、通勤災害、労働基準法に規定する産前産後、感染症の罹患のほか、議長が認める事由の期間については長期欠席期間とはしないようにしています。無論、我々議員の活動というのはこうした会議等での活動が全てではないものの、本来のこうした活動ができない中であって議員報酬を満額受給するというのは、市民の信託を受けた代表として、市民の意思を的確に把握し、議会の構成員としての役割と責任を忠実に果たす責務を全うできない状態にあると考えているからでございます。

なお、参考までに、今般提案しております4条例が全て可決された場合には、政務活動費を含む議員報酬等の総額は、現状の総額より平年度ベースでは数十万円減ることになります。また、申し上げるまでもありませんが、冒頭で申し上げた議会制度評価検証特別委員会での評価検証、調査研究については、今般の条例だけをテーマとしているものではありません。第6期となる次期において、山県市議会がより市民の信託に的確に応えられ、市民福祉の向上と民主的な市政発展、推進を目指せるような議会のあり方については、我々、第5期議員の任期までの間はしっかりと検討してまいりたいと考えています。

以上、提案者を代表して我々の趣旨を御説明いたしました。多くの議員の賛同を得

られるようお願い申し上げます。御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

日程第9 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第9、質疑。

これより、発議第1号から発議第4号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。

今、議長から指名いただきましたので、質疑を行いたいと思います。

これは、第1号だけでやるのでしょうか。号ごとにやりますか。

○議長（吉田茂広君） 質疑の方法ですね。それぞれの議案ごとに質疑を行っていただければ結構です。

○8番（福井一徳君） わかりました。

発議第1号、山県市議会政務活動費の交付に関する条例について質疑をします。

政務活動費は、市政の課題及び市民の意思等を把握し、市政に反映させる活動等をするための経費の一部として、地方自治法でも、従来の政務調査費の概念を広げ政務活動費として位置づけ直し、交付することを認めました。このことは議会活動にとって積極的な意味を持っています。そのことを前提として、3点について御質問をいただきます。

第1点、昨年は、富山市や岐阜市においても、政務活動費の用途をめぐる問題を引き起こし社会問題にもなりました。こうした現状の内容把握なども含めて、議会内に検討グループを設置して、議員間の討議をするべき内容の条例ですが、今回の提案は議会における意思形成を考える上でも荒っぽいやり方だと思いますが、この点に関して見解をお聞かせいただきたい。

第2点目、月2万円という金額についてはどのような算出根拠をもとにしているのでしょうか。他市がそうだからではなく、他市の実施状況の内容の把握や実施上の問題点や課題について、提案者の皆さんが調査された上での見解をお伺いいたします。

第3点、今回提案されている条例の中に必要な事項は規則で定めるとありますが、1つ目に、そもそも必要な事項とは何でしょうか。また、2つ目に、本来条例を提案するに当たっては、基本的な規則もセットとして提案されるべきではありませんか。その後に追加が必要になれば完成していけばいいというふうに思います。最初から規則が提案

されていないのであれば都合のいい運用にもなりかねません。市民の皆さんの税金という認識から、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいまの質問に対して、お答えをいたします。

まず、1点目の不祥事等社会問題となったことがあります。少々荒っぽいやり方ではないかということに対してでございますが、他市では社会問題になったことがあります。このタイミングで議論を尽くすべきという考え方もありますが、まずこのタイミングは、今この時期に提案するのはリミットではないかということを考えております。というのは、次期選挙が迫ってきておりますが、次の議員を目指す方々、志のある方々とも認識を共有したほうがよいのではないかと考えてお持ちして、市民の方々にも市議会に関心を持っていただけるのではないかと考えております。ということで、逆にこのタイミングで、今が提案するリミットではないかということを考え、提案をいたしました。

それから月額2万円の根拠についてであります。これについては、確たる根拠はあるわけではないわけですが、我々議員の活動を考えたときに、経験則上、このぐらいの額が適正ではないかと考えております。ちなみに、隣接する本巢市も同額となっております。

次に、必要な事項を、規則等定めたほうがよいのではないかとありますが、これについては、例えばですが、1カ月の政務活動費を翌月に繰り越せるのかとか、交付対象をどうするのかということについて、細かなことは今後規則で定める必要があると考えてお持ちして、今の段階ではそこまでは規則としてうたわないということと考えております。

以上であります。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 3点お答えをいただきました。

このタイミングについてはリミットではないかというようなお話でしたが、私は政務活動費そのものについては賛成する立場ですが、ただ、これを運用する場合に、やっぱり議員としてこの中身をきちっと理解して、自分たちがきちっとそれを律していくということが求められる。そういう意味では、この5月からがどうしてもリミットということではないと思うんですね。下期からやるという方法もありますし、そういう意味ではもっと慎重に議論が必要じゃないかなというふうに思います。

具体的に2万円の根拠ということで、本巢市も同じで経験則上というふうに言われま

した。私は今、議会というのはあらゆる分野についてその具体的な見識を求められるということであろうと、いろんなセミナーなんかに行ってもかなりお金がかかるんですね。だから、そういう意味でいうと、もう少し本来の山県市の議会の中できちっと議論すべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

それから、規則で決めるということについて、きょう、実は具体的な三重県議会のガイドラインというのを頂いています。これを全部読みました。こうした具体的な、やっぱり中身があって、その運用に基づいて、私が非常に問題だと思うのは、現実こういう規則を決めていてもいろんな問題が起こっているということなんですよ。だから、この中身についてはかなり、何らかの詳細な意味できちっと確定をして、後に決めるのではなくて確定をしてやっぱり提案すべきではないかというふうに思いますが、その点、いかがなんでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 月額2万円については、例えば極端な話、月額10万、20万となると、それほど使うのもなかなか、さまざまな調査等必要になってきますし、それを使おうとすると逆に不祥事が出てくることが、発生することが考えられると思います。月額2万円でありましたら、ある程度2万円であれば、不祥事が生じるほど、そこまで、2万円ぐらいは当然、議員としては必要な経費であると思います。活動していく上で、2万円というのが妥当ではないかという考えで提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田茂広君） もう一つ、規則に関してはどうですかというお話ですね。

○2番（加藤裕章君） 暫時休憩、規則に対して……。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 規則等につきましては、本案については全国市議長会モデルを活用しておりまして、不明な点は当局へ質問して運用していくのがよいと現時点では考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再々質問ですが、モデルにということがありました、実際にここに提案はされていません。そういう中身も含めてやっぱり確認する必要があるというふうに思いますし、先ほど2万円ぐらいだったら余り不正は起きんかなという話があったんですけども、私は金額ではないというふうに思います。

いろいろこのことについて、私は別に反対をという、政務活動費そのものについて反対ということではないんですけども、私たち議員がこのことの意味をしっかりとやっぱり議論して、自分たちがきちっと律していく。そういう中で、やっぱり決めていくということが非常に大事だというふうに思うんですね。その意味でいうと、この政務活動費については、議会の中でこれをテーマにして具体的に突っ込んだ議論ということもしておりませんし、きょういろんな資料が出されているんですけども、これはぜひ議会の中で全ての議員の中での議論が必要だというふうに思うんですけども、それを最後にお尋ねしておきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それについては、この議場の場で今現在、議論をしているということで、この場で議論するということがよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） これは議会制度については、いわゆるこの山口市議会でも、議会制度評価検証委員会という場で議論しておるわけです。それで……。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君、発議第何号に対する質疑かまず申してください。

○5番（郷 明夫君） いや、だから発議第1号ですけど、政務活動費の交付についてということですが、先ほども申しましたように、山口市議会の中でも議会制度の評価検証委員会という特別委員会を設置し、議長を除く13名でいろんな内容を詰めてきているところなんです。そういう中で、先般も中間報告ということで、とりあえずいろんな意見があるというような内容で中間報告をやるということで決めたところなんです。

私も、14日にこの臨時会の案内が来まして、今までこの内容については議論をしていないところなんです。先ほども、月に2万円は根拠なしに決めた、本巢市が2万円だからということですけど、過去に議会制度の議会改革委員会の中では、資料も一応出しておりますが、その中ではほとんどの市町村が大体月1万円という政務活動費で交付されておるものが多かったと思います。2万円というのはむしろ少ないという段階でございますので、そういうことも含めて、やはり議員の中できちっとした議論をしてから、

それから出すべき問題だと私はこのように思っておりますので、政務活動費自体に私は反対するものではございませんが、あるべき、山県市にふさわしい政務活動費のあり方というものについては、規則の制定も含めてしっかりやっぱり議論すべきだと、このように思っております。

以上です。

- 議長（吉田茂広君） 郷 明夫君、今のは質疑ですか。それとも御意見ですか。
- 5番（郷 明夫君） それで、先ほど言いましたように、提出された議員の方に、まず2万円の根拠と、それから規則の制定、それから今後またこの委員会のほうで議論すればというようなこともありましたけれども、これについてはどのように考えておられるのか、この3点をお聞きしたいと思います。
- 2番（加藤裕章君） ちょっと、暫時休憩で。
- 議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
加藤裕章君。
- 2番（加藤裕章君） 月額2万円については、先ほどお答えしたとおりでありますので、経験則上ということと、本巢市が同額であるということで、今現在はそのように考えております。
それから、規則についても、これも先ほどお答えしたとおりですが、全国市議長会モデルを活用しておるということで、今後、詳細は当局へ質問して運用していきたいと考えております。
- 議長（吉田茂広君） 加藤君、今後の進め方についてはどうかとのお尋ねですけど、そのあたりはいかがですか。今後の議論の進め方。
- 2番（加藤裕章君） 暫時休憩で。
- 議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） ただいまの郷議員の質疑にお答えします。

今後、認められましたら委員会でも規則の内容をしっかりと進めていくと思うので、郷議員もその委員ですので、その辺踏まえてやっていきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長の許しがあれば、発議1に入る前に議会運営委員長にお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

内容は、議会議員提出案件については条例という重きを鑑みて、十分に精査され提出されたと考えてよろしいでしょうかという質問です。

○議長（吉田茂広君） 結構です。提案者の1人なので、答えていただき……。

〔発言する者あり〕

○議長（吉田茂広君） ごめんなさい、議運の委員長にというお尋ねでしたね。

○7番（村瀬誠三君） だからそれを、よろしいですかと聞いたんです。

○議長（吉田茂広君） それはできません。

○7番（村瀬誠三君） できないですか。

それでは、私が勝手に話をしますと、もう議会運営委員会では十分、こういう条例という大変重いものを考えたときに、精査されて提出されたと考えているわけですが、余りにも短期間の今回の招集なので、他の市町村などの類例を調べる時間が全くありませんでした。

それで、発議1についてですが、今回の提出議案について、手続上の問題はあっておりますが、提出された議案そのものに反対する目的で質問するのではないので御理解をいただきたいと思います。

まず1番目、参考資料の添付については、4人のうちどなたから提案されたんでしょうかね。多分準備されたのは議会事務局だと思いますが、勝手に添付することはできませんのでどなたかが依頼されたと思います。その依頼された方が答えていただければ結構ですが。

2点目は、政務活動費についてお伺いします。ページ6の第10条、活動費の交付に関して必要な事項は規則で定める、先ほどと一緒です。そうすると、今までの回答の中で、その規則と条例が一体化していると私は思っていますので、ここにつけていなくても、提案された方は理解してみえるという前提でよろしいでしょうか。

それから、3点目、カードの支払いについてはオーケーでしょうかそれともエヌジー

でしょうか。

4点目、カードが仮にオーケーならば、交通カードでは名鉄マナカ、それから各種クレジットカードなどは後からポイント還元があります。特に昨年10月、消費税の増税に伴って、たしか公明党さんが提案されていたと思うんですが、カード促進のためにも、また、消費者に少しでも還元できるようにということで、国会やその周辺でも話題になっているようですけれども、カード会社によっては還元率が決まっています。現在、インターネットなどを見ますと、最大5%の還元をうたっているところもあります。ですから、仮に5%だとすると、月に2万円ですから、5%ですと毎月1,000円の得になります。精算は、そういう場合は2万円になるのか1万9,000円になるのか、どちらでしょうか。

それから、5点目ですが、同僚議員の中に古本屋を経営されている方がいます。その他自営業の方もみえるわけですが、その方がもし議会活動に必要なだとして自分の店で本を買うことは、議員として商売相手から買うのと同じの形になるんですが、自分の店で本を買うことはできるのでしょうか。それだけお尋ねしたい。これは先ほど言いました、提案された方は一番わかってみえると思いますので、提案された方にお伺いしたい。

○議長（吉田茂広君） 村瀬議員、まず質問をちょっと整理しますけれども、1点目はこの参考資料の添付はどなたがお決めになったのかということですね。2点目は、カードの支払いに関して、カードの支払いは可かどうか、できるのかどうかということですね。

○7番（村瀬誠三君） いや、2点目は、提案者は政務活動費の交付に関して必要な事項は規則で定める、これがしかし添付されていないということは、それを理解した上でこの条例を出してみえるんですねということです。

○議長（吉田茂広君） 3点目がカードの支払いに関してですね。

○7番（村瀬誠三君） オーケーかエヌジーか。

○議長（吉田茂広君） 4点目は、ポイントの扱いについてですね。

○7番（村瀬誠三君） そうですね。

○議長（吉田茂広君） 5点目は、みずからの店で政務活動費が使えるかどうかということですね。

○7番（村瀬誠三君） そうです。

○2番（加藤裕章君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時42分休憩

午前11時00分再開

- 議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
加藤裕章君。
- 2番（加藤裕章君） まず、参考資料についてですが、この議案だけではわかりにくいということもありますので、議長が私たちに依頼して、参考資料としてつけたものであります。
それから、規則については、今回の議決事項ではありませんので、私もこの参考資料を読みましたが全てを把握しているわけでは正直ありませんので、今後、条例制定を受けて規則等を定めていきたいと考えております。
- 議長（吉田茂広君） 加藤裕章君、あと3点ございますが、まずカードの支払いについて、そしてポイントの扱いについて、また、みずからの店舗で政務活動費が使用できるかどうかという、その3点についてどうですか。
- 2番（加藤裕章君） カードで支払い等々、そのような細かい規則については、先ほどから申していますとおり、全国市議長会モデルを参考にして今後運用を検討していきたいと考えております。
以上です。
- 議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。
村瀬誠三君。
- 7番（村瀬誠三君） まだ質問途中なので続けてよろしいですか。
- 議長（吉田茂広君） 再質問ですね。
- 7番（村瀬誠三君） いや、再質問じゃなくて、さっきの質問の答えというのはどうなるのでしょうか。ほかにも聞いているんですが。規則を熟知されて多分、この条例を出されたんだろうと思うんですけども、全国市議長会のものを読まれてでも結構ですけども、カードの支払いがオーケーかエヌジーか、今、お答えがあったんですが、例えばポイント還元で2万円まで買ったとしたときに5%の還元があった場合は1万9,000円ですと。
- 議長（吉田茂広君） 今、答弁にあったように、カードの支払い、ポイントの扱い、み

ずからの店で買う、その他もろもろとしたものは、今後規則でというようなお話をされましたけど、今、答弁の中で。

○7番（村瀬誠三君） 一体化で条例になっていないんですか。それは、その都度その都度変えていきますよという話ですか。そこはどうなるんですか。条例として1本の形があつて、じゃ、規則でうまくいかないからこの条例を廃止しますという話ですか。そんなことは簡単にできないと思うんですよ。そうすると、一体化していないとだめなわけで、最低限。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時04分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 先ほども申しましたように、規則については今回の議決事項ではないということで、ただいま村瀬議員がおっしゃったことは規則で定めるべきことであると思いますので、この条例制定を受けて規則の中で定めていきたいと考えております。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 発議1に対してほかに質疑がなければ発議第2号に移ります。

発議第2号に対して質疑をどうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 発議第2号の山口市議会議員定数条例の一部を改正する条例について質問をいたします。

1点目、定数を削減しなければならない根拠は何かお尋ねいたします。

2点目、選挙まで3カ月足らずのこの時期に定数を削減するとなれば、新しく立候補しようと思う人にとっては突然ハードルが高くなり、現役が有利になります。削減するのであればせめて、半年前の12月市議会で決めるべきだとの声もありますが、この点についてのお考えをお尋ねします。

3点目、提出資料の議員報酬比較表では、定数の問題と政務調査費がセットで比較されています。議員1人当たりの報酬額は482万3,250円ですが、現行ですね、今回の議員有志の提案では、議員1人を削減すると同時に政務活動費を新設することで、総額の削減は議員1人分の1割程度にしかありません。1人減らした分をみんなに分けるような

提案になっていますが、議員歳費の削減が目的なのか、議員の歳費の値上げが目的なのかお尋ねをします。

4点目、自治会連合会から公印つきで定数を13名に削減する要望書が出されて、直接内容をお聞きする場も議会として設けてきました。この要望を提案者はどのように捉えて、今回の定数削減案の提案になっているのか、以上4点お聞きします。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 済みません、質問の1点目をもう一度確認させてください。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君、1点目をもう一度お願いします。

○8番（福井一徳君） 定数を削減しなければならない根拠は何かお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 定数を削減しなければならない根拠、そして、3点目にお尋ねがあったと思うんですが、政務活動費の3点目ももう一度お伺いしたいんですけども、連動するので……。

○議長（吉田茂広君） どうぞ。

○8番（福井一徳君） よろしいでしょうか。提出資料に、議員報酬比較表という一覧が載っているんですけども、定数の問題と政務活動費がセットで比較して提案をされています。それで、議員の現在の1人当たりの報酬額は482万3,250円ですが、今回の議員有志の提案では、議員1人を削減すると同時に政務活動費とあと期末手当の増額を新設することで、総額の削減は議員1人分の1割程度にしかありません。1人減らした分をみんなで分けるような提案になっているんですけども、そもそも議員歳費の削減が目的なのか、議員の歳費の値上げが目的なのか、お尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 連動するお答えになるかと思しますので、ちょっと個別でお答えにはならないんですけども、今回の御提案させていただいたうちの3件につきましては、一体の考えで提出をさせていただいております。これまでの間、議会の活動を通して、4人の提案者ではありますが個人の答えをさせていただきたいと思っております。

議会での活動を通して、議会という場での発言が政策の実現や事業の前進、また新たな課題の解決へとつなげていくことができたことが多々あります。その議会という場の影響力や機能の大きさを私たち議員は実感しています。その中で、議員一人一人の能力を上げていくことが必要であると考えています。

現在の山県市の各議員は、個人の議員活動に係る費用やみずからの学びにかかる費用を報酬の中から支払っています。一人一人の能力を上げるためには、報酬の増額、政務

活動費の支給が必要であると私たちは考えています。その中で、市民の皆様にも極力御理解をいただける形、現状の予算の枠を超えずに実現することを考えさせていただいたのが今回の提案です。なので、御質問をいただいている理由としましては、議員個人の活動能力を高めるための費用を与えるということが目的であります。

なぜこの時期で12月議会ではなかったかというお話なんですけれども、議員提案をする場合には、最低でも今の山根市の現状では2名以上の議員の賛同が必要になります。今回、その有志で提出をさせていただいているんですけれども、この人数で意思を固めることが12月にはできておりません。また、次回の3月議会は、予算というボリュームのある議案が出る議会の中で同時に議論をされるよりも、今回の提案に対して1本で皆さんに御審議をしていただきたいと思い、今回提出をさせていただいております。

自治会連合会からの要望に対しましては、特別委員会のほうでも審議をしてみましたが、個人個人捉え方は違うと思います。ただ、自治会連合会からの要望をいただいた議会としては、それぞれがその要望を真摯に受けとめ、これからの議会活動に反映させていくという考えで皆さんいらっしゃると思いますので、その点は今回の議案に反映させたものではありません。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 全体をセットにしたということなんですけれども、議員の能力を高める、政策活動能力を高められるかということは当然必要だと思うんですよね。私は、大事なものは、どういうふうにしたらそういうのを高められるかという議論が大事なんだと思うんですよ。費用の問題はもちろんあるんですけれども、その大前提ですよ。定数削減したらそういう能力が高まるわけでも何でもありませんよ。今の現状がどうなっているかということの、やっぱり真摯な議論を経てやらないといけません。

自治会連合会から提案がされた中身について、私は大事だと思うのは、私もこの間、このことに関していろんな支援してくださる方々の意見も聞きました。市民の中には、そんな定数を減らしたらいいじゃないかという声は確かにあります。だけど、大切なのはなぜそういう意見になっているのかということなんです。中には、やっぱり議員個人に対するいろんな不満だとかということも含めたり、議会が何をやっておるかよくわからんというようなことも含めてあって、やっぱりそういう根本的なところに私たち自身が目を向けて、そこを解決するためにどうするのかという議会の中の議論が必要だし、そのときに本当にそういう中でそれを引き上げていくための費用であれば、その費用はいかかなものかという議論をきちんと私はすべきだというふうに思っていま

す。

多分、ほかの議員さんもそうだと思うんですけど、福岡で議員セミナーがあれば1回10万円ぐらいかかります。だから、結構そういうお金を使いながらみんなやっていると思うんですけど、そういう中身こそが大切なのであって、やっぱりそのプロセスを十分経ない中で、こういう形で出てくるのはどうかなと思うんです。その点をセットで出したというふうに言われるんですけども、改めてどう思われているかということと、それから答弁にはありませんでしたけど、定数をさわるというのは非常に大きな問題なんですよね。そういう意味では唐突、突然という感がするんです。新しい人たちがどんどんどんどん切磋琢磨して議会、選挙に出てきて戦えばいいとふうに私は思うんですね。そういうときに、定数が削減されるということはハードルが上がるんですよね。必ずしも現役全員に有利だとはというふうには思いませんが、そういうことも考慮したときに、なぜこの時期にこういう提案が出るのかということについて、もっと真摯な議論が必要だというふうに思うんですが、その点についていかがか。

○議長（吉田茂広君） 質問を整理します。1点目の質問はちょっと私にもわかりにくかったんですけど、もう一度簡潔に質問の内容を教えてくださいませんか。

○8番（福井一徳君） 先ほど能力を高めるとか、そういうために議員の報酬を上げると、しかも、予算内でやるためには定数を減らしてこっちを上げるというような話だったんですけども、ここに今回提案されているような中身で、これで例えば議員の質が向上するとかという、そう単純に言える問題ではなくて、むしろ中身をきちんと議論して、どういうことを我々はやらなきゃいけないかということの、ちゃんとやっぱり合意、その検討のプロセスということがその議員の力を高めることにつながるというふうに思うので、こういう提案の仕方についてはいかがなんでしょうかという質問です。

○1番（寺町祥江君） 定数についてだけではなく、全般ということですか。

○8番（福井一徳君） そうです。セットで。

〔発言する者あり〕

○1番（寺町祥江君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 定数についての御質問をいただきまして、その定数についての御質問にお答えするために必要でしたので、関連したことをお答えさせていただきました。なので、この場でこの4つの議案自体に対しての提出の仕方についての問いを答える必要があるかは、ちょっと私には今、判断ができません。

それで、質問の枠を超えているかどうか判断できませんが、一体にして考えて提出をさせていただいているというお答えをしましたので、その経緯についてどう考えているかという質問でよろしいですか。

〔「暫時休憩ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議論が必要だという点についてですけれども、提案の趣旨説明にもさせていただきましたが、特別委員会では皆さん、御意見を出していただいたところでもあります。議論をし尽くして1つの答えにすることができるかどうかというのは、今の段階で私たちが任期の間にはできるかどうかという確定はございません。私たちが任期の間に、次の議会のことを考えて提案したいと思った内容が今させていただいている議案です。この議案に対して、これは今、決定をしているものではないので、どんな意見を皆様を持たれるかというのはそれぞれ違うと思いますし、この議場でされるこのお話自体も議論だと私は考えております。

市民の皆様とは違い、議員には議会で話をするという権利があります。それを今、させていただいていることは大変ありがたいことですし、現状のこの今の議会のお話自体も、皆様真摯に受けとめていただいて、質疑をいただいております。これも議論のうちの1つだと考えております。なので、結果賛否が問われるというのもそのプロセスの1つだと考えております。

今の時期という質問をいただきましたが、1名削減することが新人の方にとって不利ではないかというお話なんですけれども、削減をしてでも議員一人一人に対する費用をつけていきたいというのが私たちの願いです。当然、私たち14名の誰もが次期を約束されているわけではありませんので、新人の方だけではなく、私ごとで申しわけありませんが、最下位当選をしている私もその危険性があります。皆さんそれは同じだと思います。

す。それをしてでも費用をふやしていくことが必要だと考えた提案です。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議論をし尽くしても一致点が得られないということがあったんですけれども、これ自身は、政務調査費なんかも含めて、定数の問題、一体的に提案するというふうに先ほど言われて議論をしていますよね。そうすると、例えば政務調査費についてはほとんど議論していないんですよね。し尽くしたと言われたって、し尽くしていないんです。そういうものもセットにして定数問題で出されているので、やっぱりそれは時期尚早ではないか。議員の場で言えば、例えば議会で議論するのは非常に大事ですけれども、時間の制限、質問の回数、いろいろ制限があります。そういう意味で言えば、議員協議会の場合でもっと練り上げるとか、いろんなそういうやり方があるのではないかというふうに思うんですね。そういう面で、出されている中身についてどのように考えられているのか、し尽くしていないのではないかというふうに思うんですが。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議論をし尽くしたとは一言も申し上げておりません。この議場でされている今の議論もプロセスの1つだと考えていると先ほどお答えをいたしました。

○議長（吉田茂広君） 発議第2号に関し、そのほか質疑はございますか。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 寺町議員からお答えもあって、提案をされたその勇気には敬意をあらわしたいと思います。

発議2号の、寺町議員にお尋ねしますが、議会制度評価検証委員会が今年度発足して、先日中間報告が出されたばかりです。その中立的な立場であるべき特別委員会委員長みずからが提案者になった理由はまず何ですか。1点目はそれです。

2点目、本来、最終報告を議会で行って、改めて提出するのが正しいやり方だと思いますが、違いますでしょうか。もし時間が足りないなら、委員長判断で今回の問題議案だけでも優先的に協議したいという提案をしたり、1週間に3回または4回行くなり、場合によっては夜間も委員会を開催すべきだと思いますが、そのことについてはどのように考えておみえですか。

3点目、今回、私の購読している新聞にはこの事案が掲載されていなくて、他の方から聞いたわけですが、このことについてお伺いします。聞くところによりますと、今回この記事を掲載された新聞社だけが市役所に来ていたとのこと。そうすると、情報の透明性からすると落ち度はなかったでしょうか。せめて記者クラブに報告すべきだと思います。

ますが、違いますか。もし内容が違っておったら訂正してください。

4点目、記事内容に、定数削減をめぐっては市自治会連合会が約1年前に削減を求める要望書を提出、市議会では意見がまとまらず、まとまらずというのはどなたがおっしゃったかわかりませんが、私にしてみれば先ほどのようにすればまとめることができたんじゃないかというふうに思っておりますので、この意見は正しくないのではないかなと思います。そのような内輪事情まで話されたなら大問題だと思いますが、違いますか。もしそういうことを話されるなら、それであれば4人の連署なり、誰々の個人の意見ですというふうにして話すべきではなかったんでしょうか。

以上、4点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 特別委員会の委員長として提案者となった理由でございますが、今回の議案は一議員として有志とともに提案をさせていただいております。特別委員会の委員長としての提案はさせていただいておりません。それに伴いまして、最終報告を得てからこういった行動に出るべきではなかったかというお話と、こういったことを優先したかったのであれば委員長判断などで夜間もっと議論すべきではなかったかという御指摘をいただきました。特別委員会自体は今回出させていただいている条例自体を、先ほど趣旨説明でもありましたが、検討しているものではありません。したがって、今回の条例、この議案を提出したことが特別委員会の今後の調査研究を否定するものや中断するものではないと考えております。

また、中立的な立場である委員長がということでお話をいただいておりますが、委員会の中では、その中立的な立場を委員長が担うために自身の意見は余り言わないようにと委員の方から御指摘もいただいております。その中で、私個人の意見で夜間議会を開いたり、週に何回も委員会を開くということは提案することができませんでした。

あと2点につきましては、記者クラブ、新聞報道についてですけれども、大変申しわけありませんが、私はこの新聞報道が出た朝に新聞を見てそれを知りました。内容については一切私のほうでは把握をしておりませんので、ちょっとお答えができません。申しわけありません。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） まず本来、例えば週に4日なり夜間でも開いてもいいんじゃないかという委員長権限で提案することは、僕はできたと思うんですね。委員長として、もっとこれはやっぱり次期選挙までに間に合わせるためにどうしてもやらなきゃいけない

いんだと、全体でも結構ですよ。今年度に入って1月5日から通常に委員会を開けるわけですから、もう、きょうまでに何日もたっているわけですね。そうすると、委員長がこうしますというわけにはいきませんが、委員の皆さんに何としてもこういうふうに進めてまいりたいと、ですから、もっと委員会を開きたいんですがいいですかという、尋ねることは、僕は権限どうのこうのよりも聞くことはできたと思うんですが、まず1点目、それです。

新聞報道は確かに、僕もまるっきりわからないのは、何でこんな内輪の事情がぼろっと出たのかわからないんですが、もしほかの4人の提案者の中でわかってみえる方があれば、何か平等性に欠けるような気がするんですが、記者クラブへ……。記者クラブになると市の執行部か。理事兼総務課長になるんでしょうか、その記者クラブへ投げ込むということは可能だったかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 御質問いただきました特別委員会の方向性として必要なことは皆さんにやっていきたいということで諮ることができたのではないかと御質問があったと思います。委員会の中で、個人の意思を強く発言すべきでない、委員長は、御指摘をいただいて、それが全てではないと思います。村瀬議員が今、言われたような考えの委員さんもみえたかと思いますが、できるだけ、なかなかこういった議会制度にかかわる問題が皆様が意見をしにくい、みずからの身分にかかわることや活動にかかわる評価をしておりましたので、意見を出しにくい中で、私が強くそういった方向性を決めていくということは、御指摘いただいたことも踏まえていいことではないと私は判断をしていました。確かにおっしゃられるように、そういった方法もあったかと思いますが、ただ、今回の議案提出も、議員個人で4名の有志を募ってさせていただいていることは決してルールを違反しておりませんし、そうではないものですので、皆さんこうして議会に集まってきていただいていると思っております。手段としては、議員が今、お話しいただいたような手段をとることもできたかと思いますが、済みません、私の判断としては、今回個人の議員として提案させていただくことを選びました。

以上です。

〔「議長、お尋ねですけど。いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

村瀬誠三君、再々質問ですか。

○7番（村瀬誠三君） はい。

僕は時間は制限ないと思います。一生懸命議論すればいいと思います。

先ほどの新聞の中で、寺町議員も関係ないし市当局も関係ないということはわかりましたが、1点だけ確認させてください。要望提出後、市議会では意見がまとまらずというコメントが書いてありました。非常に僕は屈辱的な表現だなというふうに思っておりますが、その点に対して、僕は屈辱だと思うんですが、寺町議員は参考までにどのように思われましたか。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 個人的な発言で答弁をさせていただきます。

新聞報道の内容は、私も内容自体はちょっと驚きました。今回の提案をさせていたでいる趣旨の説明とは若干捉え方が異なるものだったと思いますので、市民の方に誤解を招くような記事ではないかとちょっと心配になりました。ただ、自治会からの要望があったことは事実ですし、それに議会も真摯に向き合って、それぞれ皆さん議員でお考えになられたことは事実です。それをどう捉えられて書かれるのかは、記者の方か新聞社の方かわかりませんが、表現の自由といいますか、そういったものもあるかもしれません。ただ、新聞に書かれた内容全てが私たちの提案の趣旨に沿っているかと言われると違います。ですので、新聞の記事に対しては、私自身はちょっと不信感を抱いております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 発議第2号に関し、そのほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。

続きまして、発議第3号に対する質疑をどうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例について、質問です。

3点、1つ、1点目、定数削減することとその分期末手当を上げてほしいという提案になっているように受けとめました。市民からの議会への信頼、市民に開かれた議会づくりの努力と、改革の方向なりを議会としてつくり上げる中で期末手当の増額がされるならまだしも、議論の途中でこの提案を出してきた意図はどこにあるのかお尋ねします。

第2点目、若い人が議員になろうとしても、子育て世代のサラリーマンには、国民年金しか議員は入れず、落選したら路頭に迷う不安定な状況に置かれています。議員の処遇改善がなければ、副業があつて生活が安定した人しか議員のなり手がなくなります。こうした問題を正面から議論することなく中途半端な提案になれば、将来の山形市の議員のなり手がなくなると思いますが、提案者はどのように捉えてみえるのかお尋ねをします。

第3点、議員報酬月額の上に、及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額とありますが、単なる数字合わせではないと思いますので、100分の15の明確な根拠をお示し願いたいと思います。

以上3点です。

[「暫時休憩して……」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 1点目の議論の途中で出した理由ということですが、これは期末手当だけに限らず、先ほどから、特別委員会でもこれはまとまることはなかったわけですが、4人の議員で今回のタイミングで出させていただきました。

なり手不足解消についてということですが、これは報酬を上げたり期末手当、政務活動費を上げて、それだけではなり手不足が解消されるとは考えておりませんが、その1つの方法として政務活動費、期末手当等加算されれば、それだけさまざまな政策立案等、調査するにもそれだけ費用がかかるわけですので、若い方にも、志ある方々にも出ていただく1つの方法ではないかということと考えております。

また、15%の根拠についてですが、これは確たる根拠はないわけでありましたが、県内

の加算率を見てもみますと、県内の旧14市は20%加算してあります。県内新6市は0.15加算でありまして、現在期末手当の加算をとっていないのは県内で本市だけであります。そうしたことを鑑みて、今回は県内の新6市が採用しております15%加算を提案したところであります。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 第1点目のところで、まとまることがなかったので提案したというふうにおっしゃったんですけども、期末手当の増額についてはそもそも議論をしていないというふうに思います。

それと2点目に、議員のなり手がってこれ、全国でいろいろと問題になっていると思うんですけども、本当に正直なところ、副業もない人が議員になったら大変ですよ。僕たちはそういうことを正面に受けとめてどうするか。そのときに、私はやっぱり市民の皆さんが議員に対する信頼とか議会に対する信頼だとか、そういうものをきちっとやっぱり理解されて支持されない限り、それは難しいけれども、正面切ってそのことに取り組むべきだと思うんですね、議会として。そういう意味で、こういう提案の仕方というのが中途半端だと。そのことが将来、私たちは延々とやるわけではありませんけど、将来のこの山県市を担っていく、将来のやっぱり議員さんたちのことを考えたときに、その向き合い方が大事ではないかと。

それから、3点目に、根拠がないけれども各自治体が加算、それを同じようにやっているからというのがあったんですけど、別に私は右に倣えする必要は全然ないと思います。山県市で独自に議論して決めればいいんだと。それが、私たちが山県市にきちっと責任を持っていくという態度ではないかと思うんですけども、その3点についていかがでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 1点目の特別委員会で議論していなかったということですけど、確かに期末手当については議論していませんでした。ちょっと私の申し方が悪かったかもしれないですが、今回の提案は期末手当と4つがセットでの提案でございますので、政務活動費、期末手当を含め、定数、セットで提案しておりまして、議論がしていなかったかもしれませんが、今回、このような4つセットで提案させていただいたということとであります。

それから、15%加算、独自に決めればいいのか、という考え方も当然あるかと思っています。いろんな意見があるかと思いますが、私たちはこれから若い、今後議員を目指す

そうという、そういう志のある方々の出やすいということを考えると、期末手当加算も15%加算ということで提案させていただきました。

ちょっと暫時休憩で。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） その点につきまして、私のほうで個人の意見を答弁させていただきます。

正面から議論をすべきでないかというお話ですが、議員協議会、全員協議会という場もあります。ロビー議論もあります。でも、その場ではなく、今この議会でお話をされていることが正面からの議論とは言えないのでしょうか。私は言えると思います。これまで特別委員会で十分に議論がされていなかった、そうでもあると思います。必ずしも皆様の賛同を得て、皆様が可決される状態で議案が提出されなければいけないのでしょうか。そうではないと思います。私たちが考えた提案を、今皆様がこうやって質疑をされたり御意見を出されること自体も、市民の方に見える形で議論をしていると思います。議会の場が、未熟な面もありますが、こう見えることが正面からの議論であると私は考えます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 最後の質問になると思いますけれども、この間、私たちは議員セミナーなんか皆さんと一緒に行って、やっぱり今、新しい議会をどうつくっていくかという、いろんな先生方の講演の勉強とか、実際にやっているところも見学したりしているんですね。これは議員全体の力を上げようということで、そういう中でずっと言われてきたのが、やっぱり党派を超えて議員間の協議をきちんとしましょうと。それは、原点にあるのは山口市をどうするか、この点ではやっぱり同じだと思うんですね。そういう意味で、私は、例えばここにある期末手当なんかについて確かに議論していなかったけどセットだと言われるんですが、これは全員協議会の場とか、そういう場があります。やっぱりそういう中で、ここで正面切って議論も全然否定していませんし、議員として提案されることについてもこれは重要なことだし、喜ばしいことだと私は思っ

います。ただ、その中身についてはもっと、要するにプロセスを経て議論できる、調整できる部分も含めてあります。それがほとんど議論されずに今回の提案で初めて出てきたりしている。やっぱりそこは進め方としてはちょっと不十分ではないかというふうに思いますし、本当にこれが必要だということを、要するに議会、議員の中で一致をして、それでやっぱり出すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） そういった方法もあると思います。すべきではないかとおっしゃられましたが、個人のそれは見解は違うと思いますので、私たちとしては次期の議会へつなぐ現在を選び、議員提案として提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 発議第3号に関する質疑はないものと認めます。

続きまして、発議第4号に対する質疑をどうぞ。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 提案されている条例について、討論のところで中身は触れたいと思いますが、岐阜県下での条例のこういう特例を制定している議会の状況とか内容について調査されていると思うんですが、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 今回提出した議案ですけど、2つの市が岐阜県内ではやっていると認識しております。それを参考にして出させていただきました。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 具体名はわかりますか。

○3番（古川雅一君） 暫時休憩願います。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 可児市と多治見市になります。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 確かにこの発議4号、これが法整備されればいいと思います。それで今、可児、多治見があるということでしたので、可児、多治見の資料を参考につけてもらおうと助かりましたね。

つい最近、広島県選出の国会議員でも問題になっておりますし、実は私自身にも大いに関係する事案であります。しかし、この基準を困難にしてるのは、私の個人的な考えを述べますと、議会在休会というのがございます。それから、例えば仮に入院していても病院からでも議会活動ができるよと仮に主張された場合、本来議員活動に支障があるという理由だけではなかなかこの内容を否定することはできないというふうに思っております。ただ、それを私は弁解するつもりもありませんし、私はずっと寝ていましたのでそう思いますが、そういうふうに言われた場合にはどのようにお答えになるか、1点目をまずお尋ねします。

それから、2点目、長期欠席期間が90日を超えてという表現がありますが、その中に土日祭日は算入されているのでしょうか。それから、例えばこの基準が暦年とか年度とかで区切りはあるのでしょうか。なければ、また途中中断があり、またしばらくして再発や別の病気で欠席したときはどのような計算方法になるのでしょうか。

それから、3点目、私の例を例えても申しわけないんですが、私などは第4クールまで治療を受けたわけですけれども、体調がよくなったときに3度の途中退院がありました。そのときに、例えば途中退院があったときに、議会事務局に顔出してこんにちはと言えばそれはもう出席したことになるのか、議会在休会中であつたり何も無いときですね。こんにちは、こんにちはって2日か3日言えばもうそれで中止になるのかどうか。そういう計算の仕方はどうなるんでしょう。

それから、4点目、入院はまだ証明ができると思いますけれども、証明書を出すか出さないかは難しいところがありますけれども、先ほどの広島県選出の男性国会議員は、新聞のコメントに妻の入院に伴い付き添いなどをしていたと言って休んでおみえですが、それは自己申告になるのか、そういう場合は認めることはできないのか、その点が4点目です。

それから、5点目、ページ15、14条のこのことについては議長が別に定めるとありますが、これは報酬が伴ってきます。ということは生活権に関しますよね。そうなったら、そのときの議長によって左右するということが許されるのかどうか。この項目は何で挙げたのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

〔「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時54分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 可児市また多治見市の資料を今回出せなかったことに対しては大変申しわけございませんでした。また出したいと思います。

病気療養中に議会事務局にこんにちとは来られたらそれは出席になるのかというようなことを聞かれましたが、それは私は個人的には、言うてはいけないと思いますけど、モラルの問題というか、それはカウントされないと私は思って、病気療養中だと考えております。

土日祭日は算入されるのでしょうかという質問でございますが、私は土日祭日でも招集される時はあると思いますので、カウントされるものと認識しております。

また、妻の入院、付き添いなどをしていたということですが、これは私は、自己申告になるのでしょうかということですが、妻の入院とは関係ないと思っております。

議長が別に定めるとありますが、報酬が伴い、そのことを生活権に関するとなるとそのときの議長権限で左右することは問題ではありませんかということですが、私は何ら問題ないと考えております。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。議場の時計で13時、午後1時より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 先ほどの答弁を少し訂正させていただきます。

挨拶を来たときに長期欠席期間が停止されるかということですが、第2条に照らし合わせますと停止することはございません。

また、土日は含むかにつきましては、第5条に載っているとおり土日も含まれます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） それでは、再度お尋ねします。

私の例を出しては申しわけないんですが、私は最初検査入院で入りまして1週間検査をいたしました。通常ですと、それから1カ月ぐらい検査結果が出るまでかかるんですが、もうステージ4ということで即入院になったんですが、例えばそういうときには本当のことを言いつつから加算するのかなというのが、正直言って疑問に思いました。そこはさらに今後詰めるなら詰めるで結構ですが、それをまず1つ答えていただきたいのと、先ほど言いました15ページ、第14条この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関しては、必要な事項は議長が別に定める、このあやふやな表現というのは、僕は取り除いたほうがいいのではないかと思います、その2点についてお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） どこからカウントされるかというのは、先ほども説明しましたが、第5条のところに載っていますとおり、最初の検査入院したときからだとは私は考えております。

○7番（村瀬誠三君） そうすると、その1カ月はカウントされる。こっちに来た後に。

○3番（古川雅一君） 済みません、暫時休憩をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時02分休憩

午後1時02分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 大変申しわけございませんでした。今の発言を訂正させていただきます。

例えますと、会議が始まったり定例会、また議員招集をされたときからということになります。

もう一つ、第14条は議長が別に定めるということは特に問題ないと思います。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） そんな簡単に特に問題ないと言われても非常に困るんですが、どうしても議長であろうと、個人的に好き嫌いの人ってあると思うんですよ。あの人はカウントはここにしよう、この人はずっと継続だよねという判断が、人によって違うというのは、生活権が伴いますので、それによって給与を払わないわけですから問題があると思うんですが、そんなさらに問題ないというふうではないと思うんですが、今のを

含めてどう思われますか。

○議長（吉田茂広君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 議長が決して人を判断して決めることはないとは思っております。また、そうでなければいけないとは思っております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 第14条には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めるとあります。なので、この条例に定めてあることを逸脱されることはないと思いますので、人によってそういうことを左右されるということはこの14条で許されているわけではないと思います。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 発議第4号に関し、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、発議第1号から発議第4号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号から発議第4号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号から発議第4号までは委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第10 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第10、討論。

これより、発議第1号から発議第4号までの討論を行います。

最初に申し上げますが、討論は1号から4号までの討論を一括で行っていただきます。

最初に、反対討論はありますか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 発議第2号に対して反対の立場から討論を行います。

まずは、議会制度評価検証特別委員会が設置され、他会議と同様に招集に対して全会議定時出席をし、意見を求められる事案に関しては積極的な発言をしております。また、議員として、自身の視点と調査で質問へ取り組ませていただいております。

さて、冒頭、提出者からの説明でもありましたとおり、議員は多様である市民の皆様方の声を重視し、議会の活性化、すなわち行政とは違った視点からの市民生活の向上と維持、安定への取り組みが必要であります。よって、私は発議第2号に対して反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 今回上程されました4件の議案に賛成の立場で討論を行います。

市民の皆さんに市議会へと送り出していただいてから3年9カ月が経ちました。これまでの間、議会での質問や発言から実現できた政策、前進した事業、また新たな課題の解決へとつなげていくことができたこと、議会という場の影響力や機能力の大きさをこれまでの議会活動の中で私は強く実感しています。その一方で、市民の皆さんにその活動が十分にお伝えすることができていない現状は、議会としてもまだまだ力を注いでいかなければならない面であると考えます。

私個人としては、1期3年9カ月の間ではありますが、より市民の方々の思いを市政に反映できる議会にならなければならない、そしてそのために、議員一人一人の能力を上げることが必要だと感じてきました。現状、山縣市議会の各議員は、個人の議員活動に係る費用やみずからの学びにかかる費用の全てを頂く報酬の中から支払っています。一人一人の能力を上げ、より活発な議会を目指すためには、報酬の増額や政務活動費の支給が必要であると考えます。もちろん、今回の議案でそれが十分ではないかもしれませんが、全てのことが解消されるわけではありません。厳しい財政状況の中で市民の皆さんに極力御理解をいただける形、現状の予算の枠を超えずに実現することができる形を考え提案させていただいたのが今回の議案です。

議員定数につきましては削減の提案となっておりますが、14名から13名に削減をすることが、議会基本条例にうたわれている多様な民意を十分に反映できる定数に決して反するものではないと考えます。個人の思考や固定的な価値観を貫き通す議員ばかりであったら、その数が少なくても多くても対立が生まれるだけです。当事者の立場に立つことができ、多様な意見を反映するための知識やノウハウを身につけることが議員一人一人に必要です。現状の14名を維持することよりも、一人一人の議員の能力を高めるための費用が与えられることのほうが今の山縣市議会にとってより重要であると考えます。

私たち14人の議員誰もが次期の議会を約束されてはおりません。議員として活動してきた中で必要と感じたこと、変えたいと感じたことを先送りすることは私にはできません

ん。次期の議会、自分はこの場にいないかもしれませんが。自分が議員でいる間に、次期のためにできる限りのことをしてバトンをつなぎたいと考え、4件の議案に賛成をいたします。

そして、今回の議案の提案者のうち、3名が現在1期目の議員となっております。現在の山口市議会は、たとえ1期目の議員であっても、現状を変えたいという提案を議会の場に上げることができる、議員一人一人の権利が守られる議会であること、そして期数に関係なく議員の皆さんにそれぞれの立場で真摯に向き合っていただき、その審議が行われる議会であること。これは、この3年9カ月の間で今期の議会が作り上げてきた誇りであると考えます。この現状が次期の議会の土台となること、そして今回の議案が次期のステップアップとなることを願い、多くの皆様の御賛同をいただけますようお願いいたします。賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 発議1から3までについて反対討論を行います。

発議第1号 山口市議会政務活動費の交付に関する条例についてですが、政務活動費は、市政の課題及び市民の意思等を把握し、市政に反映させる活動等をするための権利の一部として、地方自治法でも従来の政務調査費の概念を広げて政務活動費としての位置づけをし直し、交付することを認めました。このことは議会改革にとって積極的な意味を持っています。

今回の条例について、市民の税金という観点からも、全議員よりまず政務活動費を支給している市町村の運用実態の現状や問題点、酌み取るべき課題についてしっかり調査をし、山口市の政務調査費のあり方の詳細を含めて議会全体の認識にすべきであります。金額についても同様ですが、運用にかかわる規則やガイドラインも他市を引用するのではなく、参考にして議員全員がよく検討して作成する過程こそが大切であると思います。

年度当初から政務活動費の交付が必須条件ではありません。期中からの実施を前提とした上でこの発議は一旦取り消し、議会内に検討委員会のようなものをつくり独自の検討を行い、早期に再提案することを提案して今回の条例提案には反対をします。

発議2、山口市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、議員が多過ぎるといった批判や不満の背景には、個々の議員に対する不満や議会が何をやっているか見えないなどという要因があります。一方では、政務調査費などの不祥事が議員への信頼を損ねている現実もあります。議会への不満から議員定数を減らせと定数を削減しても、問題の本質的な解決にはなりません。議会への不満をしっかり受けとめ、その背景を分析

し改革の道を探り出し、信頼される議会づくりや市民に見える議会づくりが求められます。

この間、議会では、特別委員を設置して、議会基本条例の内容の評価や見直しを進める段階です。個々の議員の認識の共有化を図り、検討を通じて共通する重点課題を設定し、その具体的な計画を策定することが求められ、定数問題や議員報酬、政務活動費などは当然重点課題になります。

今回、市議会議員選挙まで3カ月を切ろうとするこの時期に突然臨時議会を開いて定数の削減を提案すること自体が乱暴きわまりないと思います。新人が議会に立候補しようとしているうわさもある中で、不意打ちの様相です。定数を本当に問題にするのであれば、せめて半年前に提案すべきであるという声もあります。このまま定数を減らしても、議員の活動を質的にも量的にも引き上げることにはなりません。真の議会改革に水を差すような提案ではないか。

そしてまた、そもそも論から言って、定数削減に反対するのは、議員の定数問題は地方自治における民主主義の基本問題であるからです。言うまでもなく、議会議員の役割は憲法8章にある地方自治に基づく住民からの直接選挙で選ばれた市長、住民の代表である議員で構成する議会との2元代表制のもとで市民の多様な意見を酌み上げ、市政と市民をつなぐパイプ役としての役割、また市政をチェックし、執行機関に対する批判、監査役としての役割、そして政策提案、立法の役割があります。定数削減によってこうした役割が縮小されるようなことがあってはなりません。ましてや議員の定数問題で議会の真っ二つに2分されるような状況のもとで進めるべきではありません。

2006年2月に全国市議会議長会都市行政問題研究会の調査研究報告書や同年3月の都道府県議会制度研究会の報告でも、当時から議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない、議員定数の問題は単に行政の簡素・合理化と同じ観点から論ずべきではないとはっきり述べています。そして、議員定数は、議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割はますます重要になっている現状においては、単一な一律削減論は適当でない、競って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除することになりかねないと異を挟んでいます。

以上の理由から、発議第2号の定数削減の条例提案は、一旦保留にしてしっかり議会で議論して結論を得るべきであるということを述べて、今回の条例案には反対とします。

続いて、発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、今回の提案が定数の削減とセットにされている点、議会への市民の信頼、市民に開かれた議会づくりが不十分な現状の中で、期末手当の増

額については認められません。

将来の議員のなり手の問題、若い人にとっては国民年金しか加入できず身分保障もない議員の処遇については、正面からの議論が求められます。このような状況の中で、期末手当を増額する条例改正案には反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

石神 真君。

○12番（石神 真君） 4つの議案に対して、全部が全部、全くオール賛成というわけではございませんが、寺町議員も先ほど質疑の間に申しました。これは、新聞報道にありました、内輪の者から出したものではない、これは議会の中できちっと議論をして、議会人として決めていくものであるという、しっかりとした信念のものと発言をいただきました。これに対して私は感動いたしまして、やはりこれは全体的に考え、議会の中で議会人としてしっかりと考え、賛成多数の協力を得て議会運営をしていきたいという中で、まずは第1号は、やはり議会活動を見える化するのも大事なことであります。

定員の削減につきましては、やはり報酬を上げるべきだと個人的には思っておりますが、全体を考え一括で出させていただいたということに対して賛成するものでございます。

まだ、特に加算につきましては、今までずっと苦勞してきたのを、やはり活動に対して、皆さんが市民の方に理解を得ていただくように活動するのも必要であります。

また、第4号議案につきましては、岐阜県下で3つ目ということで、新しい条例を発議で行うことはいかにもすばらしいことだと感じておりますので、全件に対して賛成をいたします。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありますか。

加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

山県市議会議員の期末手当の額を改めるため条例を定めようとするもので、具体的には期末手当の額の加算割合を15%に上げようとするものであります。期末手当は当然、政務活動費とは性格が異なるものであり、過去においても、そもそも議員定数の削減が行われてきた意義として、本市の財政とのかかわりがあったことも1つの理由だということはいうまでもありません。

現在、本市においても、人口減少問題や格差社会も広がりつつ、子供の貧困や少子化

対策、企業誘致による雇用の促進、また、超高齢化社会に直面して不安が募る中、福祉のあり方など問題も深刻化してきています。そうしたことに対して有効な解決に向け取り組みを進めている中、期待を背負って真心からの御支援をいただき、この場に立たせていただいている立場として、議員みずから身を切る覚悟で律していく必要があると考えます。少しでも課題を解消し、少しでも市民生活が向上するためにも、限られた市政の経営資源の中で市民の皆さんの信頼にお応えしていくという観点からも、期末手当の加算は、今の市民の皆さんの感情からも理解を得ることは大変に厳しい状況にあると考えます。まずは小さな声を大切に、より信頼を寄せていただくための個々の活動と実績が求められているがゆえの厳しい期待が大きいと考え、期末手当の加算割合を15%に上げることに對して、今は時ではないということを経由とし、発議第3号に反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今般提案の4条例につきましては、いずれも賛成との立場から討論をさせていただきます。

我々議員一同は、市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上と民主的な市政発展と推進を目指して行動してきたと考えております。しかし、そうしたことは残念ながら多くの市民の方々には理解されておらず、浸透していないのが実情です。議員がどのような活動をしているのか見えにくい、若い人に議会に対する関心が低いことなどが課題として挙げられます。私たちの努力不足の面もありますが、このような課題を解決する手段の1つとして、政務活動費を交付することは有効ではないかと考えています。

政務活動費については、地方自治法第100条第16項に、議長が政務活動費についてはその用途の透明性の確保に努めるものとする明記してあり、活動費の用途を公開することにより、議員がどのような活動をしているのかが見えるようになります。また、政務活動費を活用することにより、議員一人一人が自己研さんに励み、政策立案等の能力を高めることにつながると考えます。もちろん、政務活動費だけでなく、例えば議会報告会や意見交換会のあり方や多様な方法、手段の工夫などにより、議員活動の見える化を図っていく必要があると考えます。政務活動費を交付するとともに、さまざまな方策で議員活動のさらなる活発化を進めることを目指していきたいと考えております。

議員定数については、政務活動費や報酬と定数とは別の論理で説明すべきではないかという考え方もありますが、政務活動費を交付することにより議会費全体の歳費がふえ

るため、議員定数を1人削減することにより議会費全体の歳費を現在より削減することになります。議会費を縮小しながら議会としてのコストパフォーマンスを高めていくということを考え、提案させていただいているものであります。

そうした趣旨を御理解いただき、議員各位の賛同を得られますようお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありますか。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） まず、先ほど寺町議員がおっしゃったように、4人の議員の提案の中で、1期目の議員3人がこれだけの勇気ある提案をなされたことに敬意をあらわします。ただし、それと賛成、反対は全く別でありまして、私は第1号議案も2号議案も3号議案も4号議案も反対です。というのは、もう少し練ってから出てきたら、多分賛成しております。

まず1点目、山口市議会の政務活動費、私の質問に対して、その規則案によってというのが定めてあるよということで、全部答えがそこで埋もれてしまっていて、何も答えていただかなかった。カードの問題、それから自分の店で買っていいのかという問題等、それは大きな問題ですから、やっぱりそこら辺を詰めて上げていただきたかったと。

2号議案については、質疑でもその旨話しましたので、そういう理由で反対をしております。

3号議案、これも同じく僕は質疑を出しておりませんので、最後にまとめて言おうと思っております。

発議4号議案、これはまず私の質疑の前に、可児、多治見がやっていますよということであればつけたらどうだということを言ったらそのとおりですねとおっしゃった。僕、そのとおりでと思うんですよ。素直だったと思うんですが、やっぱりそういうのをつけて、ああ、なるほど、こういうふうによそはやっているのか、じゃ、これは賛成してもいいよねというふうならいいというふうに思っております。

だから、4つとも何で反対したかということ、例えば議会の中には全員協議会もあります、特別委員会もあります。そこを1歩通れば、この議案をもう一回出していただいたなら、僕はひょっとしたらその内容によって全部賛成したかもしれませんが、今回は4号議案ともその経緯、プロセスが非常に不明解であることによって反対討論とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありますか。

古川雅一君。

- 3番（古川雅一君） 発議第2号、議員定数、発議第4号、議員報酬の特例、いずれも賛成の立場から討論させていただきます。

まず、発議第2号、議員定数では、私は議員になって約3年9カ月です。その間、2人の議員が病気療養のため長期欠席しております。また、長期欠席された方、1人の方は今も療養中だと思いますが、どうしても14人必要ならば、長期療養が必要とわかったときになぜ議員辞職して補選をやっていただいて14人にしなかったのか。13人でも大丈夫だと考えたからではないでしょうか。そうでなければ納得もできないし、市民に対しても説明ができません。実際、病気療養のため長期欠席していた期間、13人で議員活動をしてまいりましたが、13人では運営できないと感じたことがなく、経験値からも14から13人に削減しても問題ないと考え、賛成いたします。

また、発議第4号、議員報酬の特例では、病気療養などで長期欠席して議員の仕事が全うできないのであれば、報酬カットは当然だと考え、賛成いたします。

- 議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田茂広君） 賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

- 8番（福井一徳君） 発議第4号 山口市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について、賛成討論をいたします。

今回の条例について、病気による長期入院をした当事者としては、賛成をしたいと思っています。私は3年半前に6月議会の後に白血病と診断され、抗がん剤治療を半年間受けました。6月市議会では小中学校へのエアコン設置を市長に迫ったこともあり、病院の無菌室のベッドの上で体調を見ながら議会のおてんまつを市民の皆さんに伝えるために、市民報の原稿を書きました。また、9月決算議会の時期には、議案資料を取り寄せ、これも体調を気にしながら決算内容のチェックをして、質疑一覧を議長にお願いして副市長に届けました。予期せぬことに、議会が終了後、全ての課長さんからの質疑への回答を添えて、副市長からお手紙を頂きました。山口市の行政の皆さんへの信頼を一層深めました。

それでもやはり病気で入院し議会を欠席している身としては、議員報酬を返上したいという気持ちになりました。しかし、返上は公職選挙法の寄附行為に当たり、禁止されております。今回のように条例において特例を定め、議員報酬を減額する措置は適切ではないかと思えます。ただし、若い議員の方にとって、議員報酬は生活費ではなく報酬

という位置づけですが、長期入院となれば生活費が大変になります。こうした点については今後検討が必要であることも申し添えて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありませんか。

上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 私は定数削減について反対を表明したいと思います。

2つ理由があります。1つは、選挙はものすごく厳しいんです。体験しないとわからないくらい厳しいものです。特に、初めて出ようかという人にとっては、このままやったら財政的な問題から、おうちの人の相談とか、そういうことまで含めると、先ほど半年ぐらいという話もありましたけど、私は1年ぐらいの余裕が要するというふうに思っています。私は削減に反対するという事よりも、やっぱり初めて出ようという人たちの準備期間は、こんなに3カ月ぐらいしかないときにですよ、1名減ですよと言ったらかなりショックを受けるだろうと思います。私は民主主義の原点として、あるいはまちの財政力から言って、削減は必要なものかもしれませんが、やっぱりこういう時代ですから、できるだけ私たちも議論し、いろんな角度から検討して1年ぐらいの猶予を持って示していくというのが基本ではないかというふうに考えますから、まず反対をさせていただきます。

2点目は、今、どんどんどんどんと人口が減退して、減少している社会ですね。前回決めたときはたしか2万8,000台の人口だったと思います。それを14にするということで、いろいろ議論して審議会に諮って削減をしたわけですね。やっぱり議員たちも議論をして、この人口減少社会の中で地方自治、民主主義の基本だと言われておりますけれども、基本的な自治を維持していくということはイコールまちの継続性、発展性につながっているわけですから、それは議論すべきだと思いますね。そして、減ったらすぐに削減するのではなくて、ある程度長期的な見方を持ってそれに臨んでいくと、そうすると、まちがもう少し豊かになるのではないかというような発想でもって進むべきだと思いますので、いかにも時間が短くて、本当に一人一人が長期的な展望を持って考えたかどうかというところは、ちょっと私は危惧をいたします。

以上2点をもって反対といたします。

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 今般の提案理由について全面的に4点とも賛成の立場から討論させていただきます。

年末の特別委員会での議論のとおり、こうした議員定数等諸問題につきましては、議員の意見が一致することは極めて困難であることは明白であります。本来であれば、今般のような提案は関係の深い特別委員会や議会運営委員会などで検討を深め、最も早い時期に提案できればよかったと考えておりますが、しかし、次期選挙も差し迫っており、私たちは年末にかけて検討を重ねた結果、このように苦渋の決断とアクションを起こした次第であります。

なお、こうした時期にこうした議論をすることが、考えによっては、次期任期の議員を減らす、志のある方々と認識を共有することのできる、市民の方々に市議会に関心を持ってもらう観点から、逆にいいタイミングになったのではないかと考えております。そして、選挙までの期間を考えれば今は決断すべきと、タイムリミットであると考えています。

我々議員は間もなく任期4年で終わりを迎えようとしております。間もなく始まる第6期の市議会議員を目指そうとしている方々に、そして市民の信託に的確に応えられるよう、市民の福祉と民主的な市政の発展の推進ができる議会を目指す中で、今般の提案とした点でございます。そうした中、趣旨を御理解いただきまして、議員各位の賛成を得られますようお願い申し上げて討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、発議第1号から発議第4号までの討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第11、採決。

ただいまから採決を行います。

発議第1号 山県市議会政務活動費の交付に関する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 山県市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時38分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの採決については、起立者の多少の認定が困難です。したがって、会議規則第70条第2項の規定により、投票で表決を行います。

投票は記名投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありませんので、投票は記名投票によって行います。

これから発議第3号を記名投票で採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員は議長を除いて12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 福井一徳君、11番 上野欣也君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。発議第3号に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、今般の投票は記名であります。記名なき投票は無効となります。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉田茂広君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○議長（吉田茂広君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉田茂広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次、投票願います。

〔投票〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

福井一徳君、上野欣也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（吉田茂広君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成6票、反対6票。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

発議第3号については、議長は可決と裁決いたします。

〔記名投票における賛否の氏名〕

○賛成を投じた議員の氏名

1 番 寺町祥江君 2 番 加藤裕章君 3 番 古川雅一君

1 2 番 石神 真君 1 3 番 武藤孝成君 1 4 番 藤根圓六君

○反対を投じた議員の氏名

4 番 加藤義信君 5 番 郷 明夫君 6 番 操 知子君

7 番 村瀬誠三君 8 番 福井一徳君 1 1 番 上野欣也君

○議長（吉田茂広君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（吉田茂広君） 次に、発議第4号 山県市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長（吉田茂広君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて令和2年第1回山県市議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後1時47分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 吉 田 茂 広

4 番 議 員 加 藤 義 信

5 番 議 員 郷 明 夫